

大和副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和規則第11号

大和副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

大和副市長の事務分担等に関する規則（平成22年大和規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「教育委員会、」を削り、同項第2号中「清水和男副市長」を「伊部啓之副市長」に改め、同号ア中「、こども部」を削り、同条第2項本文中「及び総務部」を「、総務部及びこども部」に改め、「並びに」の次に「教育委員会及び」を加え、同項ただし書中「総務部」を「政策部」に改め、「並びに」の次に「教育委員会及び」を加え、「政策部」を「総務部及びこども部」に、「清水和男副市長」を「伊部啓之副市長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。